

一般競争入札を行いますので、小松市財務規則（昭和58年規則第12号）第102条の規定により公告します。なお、本入札は開札後に落札候補者に対して資格要件の適否審査を行い、落札者を決定する事後審査型一般競争入札です。

令和8年1月30日

小松市長 宮橋 勝栄

1 一般競争入札により売払いする物件

物件番号	所在 地	地 目	地 積	最低売払価格	備 考
1	小松市蛭川町甲476番1	宅地	1,961.94 m ²	1,802万円	
	小松市蛭川町西14番2	宅地	133.00 m ²		
	小松市蛭川町西15番3	宅地	181.87 m ²		
	小松市蛭川町西209番	宅地	8.25 m ²		
	合計		2,285.06 m ²		

※1 土地の位置図、物件調書は別紙資料のとおりです。物件は、現状有姿での引渡しになりますので、事前に現地をご覧になり、現地の状況及び利用制限等を十分ご確認のうえお申込み下さい。なお、次の事項については、特に留意して下さい。

- ① 敷地内には、市以外の他人所有物である旧犬丸こども園施設の建物（園舎、屋内プール、車庫）、工作物、埋設物等が存置しております、当該施設の所有者はそれらを現状有姿で無償譲渡します（ただし車庫については、当該所有者が譲渡後も備品庫として一時使用を希望しています。）当該施設の取得等については、当該所有者との契約となります。なお、当該施設取得後の当該取得者による収去等の制限は設けません。
- ② ①の施設の建物のうち少なくとも1棟（園舎）は、昭和62年のアスベスト含有調査において建物内部（機械室）に吹付けアスベストが含まれていることが確認され、その後除去工事を行っていますが、当該調査及び工事は、その他の箇所を含む当該施設全体が未含有であることを保証するものではありません。当該施設の改修・除却等を行う場合は、必要な調査及び関係法令に基づく適正処理を考慮して下さい。
- ③ 本物件は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する市街化調整区域に位置しており、開発行為等について制限があります。（担当：小松市建築住宅課、電話 0761-24-8106）また、本物件周囲は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域に位置し

ており、当該地域内の農用地及び用排水路等の適切な保全について留意して下さい。

- ④ 敷地内には、令和 7 年 8 月に行った埋蔵文化財試掘調査により、埋蔵文化財が存在することが確認されています。敷地内で土木工事等の開発事業を行う場合は、工事着手の 60 日前までに、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく届出・協議等が必要です。（担当：小松市埋蔵文化財センター、電話 0761-47-5713）
- ⑤ 本物件北側の隣接市有地（西 153 番 2、西 169 番の計 2 筆・地籍合計 57.43 m²）には、①の施設に附属する排水・空調設備、フェンス等が存置しています。当該市有地を継続して使用する場合は、使用許可手続き（年間使用料 15,660 円・3 年更新、担当：小松市管財課、電話 0761-24-8026）が、使用しない場合は、収去が必要です。
- ⑥ ①の施設からの汚水は公共下水道で処理しています。屋内プールや車庫など当該施設で新たな汚水が発生する場合は、下水道への接続状況等を確認して下さい。（担当：小松市上下水道管理課、電話 0761-24-8112）

※2 物件調書の内容と異なる事項があった場合でも、現状有姿を優先とします。

※3 地盤調査、地質調査等は行っておりません。必要に応じて、所有権移転登記後に買受人が行って下さい。なお、調査の結果、地盤沈下、土壤汚染、地下埋設物等が認められた場合は、買受人において処理して下さい（小松市は一切責任を負わず、損害賠償にも応じません）。

※4 本物件に係る立木、雑草・切株、並びに、敷地内外のフェンス、擁壁、木杭、電柱等、地上・地下・空中工作物等は、所有権移転登記後に買受人において処理して下さい。ただし、西 209 番地内に存置する立木は、支障木のため伐採のうえ引渡します（抜根は行いません）。

※5 敷地内外の工作物の移設等については、擁壁等の隣接工作物は隣地地権者と、その他の工作物は各工作物の所有者と協議して下さい。なお、隣地上の市有建物への供給のため敷地内に埋設されている給水管については、落札者の決定以降に市が移設しますので、買受人は移設工事等に適切に協力して下さい。

※6 本案内書の物件は、全て公簿面積により全筆一括での売払いとします（計 4 筆・地積合計 2,285.12 m²）。なお、引渡し後の実測によって面積に差異があった場合でも、売買代金の精算は行いません。

※7 土地の分筆合筆、地図（法務局の公図）訂正、地積更正、地目変更等は、必要に応じて、所有権移転登記後に買受人において行って下さい。

2 入札参加資格

次のすべての資格要件を満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札に参加できない者以外の者であること。
- (2) 以下に掲げる者に該当していないこと及び今後についても該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が反社会的勢力（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以

下同じ。), 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。), 暴力団員と密接な関係を有する者又はその他これらに準ずる者をいう。) である者。

イ 反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、反社会的勢力を利用している者。

エ 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与している者。

オ 役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(3) 市税等の滞納がない者であること。

(4) 敷地内にある市以外の他人所有物である旧犬丸こども園施設の建物（園舎、屋内プール、車庫）、工作物、埋設物等の譲渡を受ける意思があること。

3 入札参加申込書等の受付及び入札資料等の閲覧

(1) 申込期間 令和8年1月30日（金）から令和8年3月5日（木）までの
午前9時から午後5時まで（ただし土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

(2) 申込場所 小松市役所4階 行政管理部管財課

(3) 提出書類 ①市有地一般競争入札参加申込書

②委任状

・代理人が申し込む場合 入札申込者の実印が押印されているもの
(3ヶ月以内に発行された印鑑登録証明書を添付)

※電話、FAX、メールでの申込は不可

4 入札物件の現地説明

現地説明会等は行いませんので、入札参加者は事前に入札案内書等により現地確認して下さい。

なお、敷地内及び敷地内の建物等の確認を行いたい場合は、「15 問合せ先」の担当部署に連絡して下さい。

5 入札及び開札の日時、場所

(1) 日 時 令和8年3月6日（金）午前10時00分から

(2) 場 所 小松市役所5階 502会議室

6 入札保証金に関する事項

入札者の見積る入札金額の100分の5以上を入札前に納付しなければなりません。

入札保証金は、現金又は、銀行振出小切手で納付できますが、事務の都合上、できる限り銀行振出小切手でお願いします。

落札候補者の入札保証金は契約保証金に充当させていただきます。なお、契約を締結されない場合は、

入札保証金は小松市に帰属することとなります。

落札候補者以外の方の納付した入札保証金は入札終了後、入札保証金預り証と引き換えに還付します。

7 入札に関する無効事項

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格の無い者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 記載事項の不明な入札又は記名押印の無い入札
- (4) 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- (5) 同じ物件について 2 通以上の入札をした入札
- (6) 入札に関し不正行為のあった入札
- (7) その他入札条件に違反した入札

8 落札候補者の決定方法

落札候補者は、市の最低売扱価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札をした者とします。

ただし、落札候補者となる同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」によって、落札者を決定します。

9 入札参加資格審査

開札時点では落札を保留し、「8 落札候補者の決定方法」により落札候補者となった者について、入札参加資格の審査を行います。

落札候補者とする旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 30 日以内に下記の書類を管財課へ提出して下さい。

- ① 入札参加資格確認申請書
- ② 身分を証する書類
 - ・個人の場合 住民票（発行後 3 ヶ月以内のもの）
 - ・法人の場合 履歴事項全部証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）
- ③ 納税証明書（市税等について滞納額がない証明）
 - ・個人の場合 市税
 - ・法人の場合 国税、県税、市税
- ④ 誓約書
- ⑤ 敷地内にある旧犬丸こども園施設の建物等の不動産無償譲渡契約書の写し

10 落札者の決定

落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合には、落札

者として決定しその旨を通知します。

11 契約の締結

契約は落札者の決定後 5 日以内(小松市の休日を定める条例(平成 2 年小松市条例第 1 号)第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。)に締結するものとします。この期間内に契約をしない場合はその権利を失うものとします。なお、契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担とします。

12 契約保証金に関する事項

落札者は、契約締結の際、売買代金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付していただきますが、このとき、先に納付済の入札保証金をその一部に充当する取扱をしますので、実際は契約保証金と入札保証金の差額をお支払していただきます。

13 契約までに至らなかった場合

応札のなかった又は落札契約されなかった場合の次回の売払い公告については、未定です。ただし、市の最低売払価格以上の価格の入札者が 2 人以上いた場合であって、落札者が契約をしなかった場合には、当該最低売払価格以上の価格の入札者の中から、次に高い価格で入札をした者(「くじ」により落札候補者を決定した場合は、当該くじの落選者)と、当該入札した価格での随意契約による売却を行うものとします。

14 その他の事項

入札参加者は、入札当日印鑑を持参してください。

15 問合せ先

小松市役所 行政管理部管財課 資産管理担当 (電話 0761-24-8026)